

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ & A

本Q & Aは、令和7年12月5日（金）から令和8年1月3日（土）にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q & Aの形式にて公表するものです。

凡 例

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

正式名称等	略称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	新規則
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者	非居住外国人等

1 命令案全般に係る質問

No.	質問	回答
1	新規規則の施行前に、ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類の提示を受ける方法で本人確認を実施し、記録を残している場合において、施行後の取引時には記録の確認をもって本人確認とすることが可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。新規規則の施行前に実施した顧客等の取引時確認によって、いわゆる「済み確認」を行うことが可能であり、新規規則の施行後に改めて取引時確認を実施し直す必要はありません。
2	取引時確認は特定取引を行うに際して実施することとされ、必ずしも特定取引の完了前に完結させることが必須ではないため、施行日より前に発生した特定取引においては、現行規則に基づく取引時確認を行えばよいか。（例えば、規則第6条第1項第1号ロの方法で確認を行う場合、本人確認書類の提示に加えて取引関係文書の送付が必要だが、取引関係文書の送付が施行日以後になった場合でも認められるか。）	特定事業者が新規規則の施行日（令和9年4月1日）以降に行う取引時確認については、新規規則に規定されている方法により行われる必要があるところ、御質問のように、新規規則第6条第1項第1号ロに掲げる書類以外の提示を受けた場合であって、取引関係文書の送付が施行後になった場合には、既に新規規則の施行日前に旧規則に基づく本人確認書類の提示が済んでいることから、取引関係文書の送付のみ施行後に実施することで取引時確認を完了することが可能です。
3	国民年金手帳に係る経過措置（令和4年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号の附則第2項）は、新規規則の施行後でもなお有効と理解してよいか。	御理解のとおりです。
4	本人特定事項の確認方法のいずれを採用するかは特定事業者側に委ねられており、法令で定められる本人確認書類の全てに対応する必要は無いという理解でよいか。	御理解のとおりです。

2 本人確認書類の提示を受けるとともにICチップ情報を読み取る本人特定事項の確認方法に係る質問（新規規則第6条第1項第1号イ、ロ及びチ関係）

No.	質問	回答
5	具体的に何が特定半導体集積回路付き本人確認書類に該当するのか。	例えば、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券等、新規規則第6条第1項第1号イに規定する要件を備えた本人確認書類が該当します。
6	ICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類（新規規則第6条第1項第1号ロ(1)）に何が該当するのか。	例えば、身体障害者手帳、運転経歴証明書、乗員手帳等、新規規則第6条第1項第1号ロ(1)に規定する要件を備えた本人確認書類が該当します。
7	ICチップが組み込まれた本人確認書類で写真が貼り付けられていないもの（新規規則第6条第1項第1号ロ(2)）に何が該当するのか。	例えば、16歳未満の者に係る在留カード及び特別永住者証明書、1歳未満の者に係るマイナンバーカード等、新規規則第6条第1項第1号ロ

		(2)に規定する要件を備えた本人確認書類が該当します。
8	令和2年2月3日以前に発行された旅券には所持人記入欄の現住所欄があることから、当該住所欄に住居情報が記載されている場合であって、新規規則第6条第1項第1号イに掲げる方法において当該旅券を用いる場合には、同条第2項に掲げる方法により住居の確認をする必要はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
9	令和2年2月4日以降に発行された旅券には住居の情報が記録されていないが、新規規則第6条第1項第1号イに掲げる方法において旅券を用いることが可能との理解でよいか。 その場合には、旅券に記載がない住居の情報は別の本人確認書類(発行から6か月以内の住民票の写し等)で確認する必要があるか。それとも住居の情報は顧客から申告を受ければよいのか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、住居を確認するため、新規規則第6条第2項の規定に基づき、顧客等の現在の住居が記載された他の本人確認書類若しくは補完書類の提示又は送付を受ける必要があります。
10	新規規則第6条第1項第1号チに規定する「特定半導体集積回路付き本人確認書類」について、令和2年2月4日以降に発券された住居記載の無い旅券も該当するとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
11	新規規則第6条第1項第1号イ、ロ(2)及びチに掲げる方法について、「特定半導体集積回路付き本人確認書類」にあつてはICチップ内の氏名、住居、生年月日及び写真の情報、それ以外のICチップ情報読取対象の本人確認書類にあつてはICチップ内の氏名、住居及び生年月日の情報を読み取る必要があるという理解でよいか。 また、署名用電子証明書の確認までは不要との認識でよいか。	前段については御理解のとおりですが、「特定半導体集積回路付き本人確認書類」の一つである旅券を新規規則第6条第1項第1号イに掲げる方法で用いる場合には、ICチップ内の氏名、生年月日及び写真の情報を読み取ることとしています。 後段については御理解のとおりです。
12	新規規則では、ICチップ情報を「映像面に表示させる方法」となっており、映像面に表示させる方法と券面情報を照合させる方法とはなっていない。よって本人確認において法律上最低限求められることはICチップが読み取れるか否かまでであり、券面記載事項との照合確認までは法律上の義務として求められていない理解で相違ないか。それとも提示を受けた本人確認書類の券面情報、読み取ったICチップ情報、顧客から申告を受けた情報が一致することを確認する必要があるか。	本人確認書類のICチップ情報を読み取ることとした趣旨は、読み取った本人確認書類のICチップ情報と当該本人確認書類の券面情報とを照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐものであることから、読み取ったICチップ情報と券面情報の照合を行っていただく必要があります。
13	住所変更などで運転免許証や在留カードを更新	新規規則第6条第1項第1号イ、ロ(2)及びチに

	<p>した際に、裏面には現在の住居が記載されるが I C チップ情報が更新されないことがある。新規則第 6 条第 1 項第 1 号イに掲げる方法により本人確認をする際、本人確認書類の券面情報と I C チップ情報が相違 (I C チップ情報が旧住所) する場合には、新規則第 6 条第 2 項に基づく確認が必要となるか。</p>	<p>掲げる方法については、本人確認書類の I C チップの情報が旧住居の場合である場合には、券面に記載された新住居のほか、 I C チップに記録された旧住居と券面に記載された旧住居が一致することを確認するなどして、適切に住居の確認を行っていただくこととなります。同条第 2 項による確認は必要ありません。</p> <p>なお、本人特定事項として確認する必要がある住居とは顧客等が現実に生活の本拠を置く場所であることは今回の改正後も変更なく、特定事業者は現在の住居を本人確認書類の券面から確認するとともに、確認記録に記録する必要があります。</p>
14	<p>新規則第 6 条第 1 項第 1 号イにおいて、「当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法」と規定しているが、「これを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法」については以下の理解でよいか。</p> <p>① 読み取った I C チップ情報を (例…パーソナル・コンピュータや I C チップ読取機器に接続された) ディスプレイ装置等に映像として表示することができ、可視できることが必要。</p> <p>② 読み取った I C チップ情報を、人の知覚によっては認識できない、単なる電気信号としてのデータの形式で表示しても、映像面に表示したことにはならない。</p> <p>③ 読み取った I C チップ情報を映像面に表示する際の条件 (例…面積、色、配置) に特段の定めはないが、例えば、極端に小さいなど可視困難なものは、映像面に表示したことにはならない。</p> <p>④ 読み取った I C チップ情報を、当該 I C チップ情報を読み取るための装置上の映像面に表示させる必要はなく、当該 I C チップ情報を読み取るための装置とは別の装置や端末上の映像面に表示させることでも問題はない。</p> <p>⑤ I C チップ情報を読み取るための装置とは特定事業者が提供するソフトウェアでなくてもよく、例えば顧客等のスマートフォンに搭載された</p>	<p>①、②及び④については、御理解のとおりです。</p> <p>③については、 I C チップ情報を映像面に表示する際の条件に関する特段の定めはありませんが、読み取った本人確認書類の I C チップ情報と当該本人確認書類の券面情報を照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐという今回の改正趣旨を踏まえ、特定事業者において当該照合が可能となるような形で映像面の表示をしていただく必要があります。</p> <p>⑤については、不正なソフトウェアを使用したなりすまし等が行われることがないようにする観点から、特定事業者において特定事業者が準備したスマートフォンで I C チップ情報を読み取るなど、なりすまし防止のための適切な形で I C チップ情報の読み取りを行っていただく必要があります。</p>

	ソフトウェアを使用して I Cチップ情報を読み取り、映像面に表示させることで、特定事業者が本人確認することも可能。	
15	顧客等が I Cチップ情報を読み取るための装置を改ざんするリスクが考えられるため、I Cチップ情報を読み取るための装置は特定事業者が提供するものに限定し、顧客等が用意した当該装置の利用を認めない取扱いは許容される理解でよいか。	御理解のとおりです。
16	I Cチップ情報を読み取った際に映像面に表示された文字（I Cチップに格納されているデータ）が「●」等で判別できない場合であっても、本人確認書類の券面上で文字を判別することができれば問題ないという理解でよいか。	特定半導体集積回路付き本人確認書類の I Cチップ情報を読み取る方法においては、少なくとも、氏名、住居、生年月日及び写真の情報を読み取る必要があります。ただし、特定半導体集積回路付き本人確認書類の I Cチップ情報の一部が「●」等となっている例外的な場合についても、券面情報と I Cチップ情報が一致していることが合理的な範囲で確認できる場合には、当該本人確認書類を用いて本人特定事項の確認を行うことが可能です。
17	I Cチップに記録された写真と券面に記載された写真の照合について、システム（A Iによる自動認証等）の活用は許容されるか。	I Cチップ情報と券面情報の照合におけるシステムの活用については、関係法令に従って、特定事業者において適切に判断をしていただくこととなります。
18	I Cチップ情報を読み取るツールの不具合により I Cチップ情報の読み取りができない場合、原本の券面情報で受付し、後日、復旧後に I Cチップ情報を読み取る対応は認められるか。	I Cチップ読み取り装置の不具合により I Cチップ情報の読み取りができない場合には、合理的な期間内に I Cチップ情報の読み取りを行うことで取引時確認を完了させることが可能です。
19	<p>営業代理店の営業担当者が顧客等を訪問し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類の I Cチップ情報を本社に送信することを想定しているところ、本人確認書類の提示を受ける者と I Cチップ情報を確認する者が相違しても問題ないか。</p> <p>また、上記の方法で本人特定事項の確認を行う際、I Cチップ情報の送信を受けて即時に本社において当該 I Cチップ情報を確認するものではなく、後日当該 I Cチップ情報を確認することを想定しているが、本人確認書類の提示及び読み取りと I Cチップ情報の確認の間にタイムラグが生じても問題ないか。</p>	<p>前段については、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受ける者と当該本人確認書類の I Cチップ情報の送信を受ける者が同一人であることまでを求めるものではありません。</p> <p>後段については、読み取った I Cチップ情報を合理的な期間内に確認していただくことで取引時確認を完了させることが可能と考えています。</p> <p>他方で、本人確認書類の I Cチップ情報を読み取ることとした趣旨は、読み取った本人確認書類の I Cチップ情報と当該本人確認書類の券面情報とを照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐものであることから、特定事業者において当該照合を適切</p>

		に行っていただく必要があります。
20	ICチップ情報を読み取るために使用するアプリについて、省庁が提供するものに限らず、民間企業が提供するツールやアプリ等も利用可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。
21	ICチップ情報を読み取るための民間製のアプリについて、具体的にどのような基準を満たしていれば利用可能か、判断材料や利用にあたり留意すべき点を教えてほしい。	本人確認書類のICチップ情報を読み取ることとした趣旨は、読み取った本人確認書類のICチップ情報と当該本人確認書類の券面情報とを照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐものであり、ソフトウェアの性能等は、上記趣旨を踏まえて本人特定事項の確認のために必要な要素を満たしていると合理的に認められるものであることが求められます。
22	「マイナンバーカード対面確認アプリ」以外に、ICチップ情報を読み取る方法は具体的に何かあるか。	地方公共団体情報システム機構が提供している「個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア」や民間企業が提供するアプリを利用する方法が考えられます。
23	新犯収規則の施行後は、委任代理人に預けられた「委任者の本人確認書類」及び「委任代理人の本人確認書類」のICチップ情報を読み取ることが原則だと考えてよいか。	御理解のとおりです。
24	新規則第6条第1項第1号チに掲げる方法について、サービス提供者(委託先)より特定事業者(委託元)に伝達する事項に変更はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
25	ICチップ情報の読み取りにより本人確認書類が偽判定となった場合は、なりすまし取引と判断するのか。 また、その場合に保存しておくべき情報があれば教えてほしい。	ICチップ情報を読み取った際に、本人確認書類の券面情報とICチップ情報が合致しない場合等には、本人確認書類が偽変造等されたものであることが考えられます。取引の相手方が第三者になりすましている疑いがある場合には、警察等への通報をお願いします。

3 公的個人認証による本人特定事項の確認方法等に係る質問（新規則第6条第1項第1号又関係）

No.	質問	回答
26	公的個人認証による本人特定事項の確認方法は、非対面取引を想定した方法であり、対面取引を想定したものではない認識でよいか。	公的個人認証による本人特定事項の確認方法（新規則第6条第1項第1号又）については、対面で用いることも可能です。
27	1歳未満の幼児に対して発行される写真が貼り付けられていないマイナンバーカードでの公的個人認証を用いた本人確認は認められるか。	15歳未満の者には原則署名用電子証明書が発行されないことから、公的個人認証を用いた本人特定事項の確認を行うことが基本的に想定さ

		れていません。
--	--	---------

4 非居住外国人等の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第6条第1項第1号ヲ関係）

No.	質問	回答
28	非居住外国人等の本人確認方法については、例えば、顧客等（法人顧客などの取引担当者を含む。）が非居住外国人等に該当する場合の取引時確認を海外現地に出向いて実施する場合や、在日外国大使館との取引において特命全権大使を取引の任に当たる自然人として取引時確認を実施する場合が想定されるケースに該当すると考えてよいか。	御理解のとおりです。その他にも、非居住外国人等が来日した際に対面で本人特定事項の確認を行うことが想定されます。
29	非居住外国人等であることはどのように確認すればよいか。	例えば、旅券の証印等で在留資格や在留期間を確認していただくことが挙げられます。
30	顧客等が非居住外国人等である場合には、提示を受けた旅券等の顔写真付き本人確認書類にICチップが搭載されているか否かにかかわらず、当該本人確認書類の提示を受けることのみで本人確認を行うことが可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。飽くまで顧客等が非居住外国人等であることを旅券の証印等で確認することを前提として、写真付き本人確認書類を提示させることとしています。
31	住民基本台帳法第17条第3号に規定する国外転出者との対面での本人確認方法については、新規則第6条第1項第1号ヲに掲げる方法は認められないという理解でよいか。	御理解のとおりです。
32	新規則第6条第1項第1号ヲに掲げる方法と同項第2号に掲げる方法の差異について教示いただきたい。	新規則第6条第1項第2号に掲げる方法については、本邦内に住居を有しない外国人である顧客等であって、その所持する旅券又は乗員手帳の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないもの（新規則第8条第1項第1号に掲げる特定取引に係るものに限る。）に限った確認方法となります。 他方で、新規則第6条第1項第1号ヲについては、非居住外国人等（本邦内に住居を有しない外国人や外交官等の住民基本台帳法の適用を受けない日本国内の居住者）が同項第2号に掲げる方法の対象とならない場合の確認方法となります。

5 本人確認書類に顧客等の現在の住居の記載がない場合等における確認方法に係る質問（新規則第6条第2項関係）

No.	質問	回答
33	新規則第6条第2項に基づき、「現在の住居」の記載のある本人確認書類又は補完書類の提示を受	御理解のとおりです。

	ける際、これらの書類についてはＩＣチップが組み込まれている場合であっても読み取る必要がないとの理解でよいか。	
34	<p>新規則第7条第1号ハに掲げるもののうち資格確認書や母子健康手帳等のＩＣチップが組み込まれていないものは、単独で本人特定事項の確認書類として用いることができないという理解でよいか。</p> <p>この場合、例えば、住居の記載がない旅券や現在の住居が記載されていない運転免許証との組み合わせであれば、新規則第6条第2項の適用が可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>前段については、御指摘の書類は新規則第6条第1項第1号へに掲げる方法において用いることが可能です。</p> <p>後段については、御指摘の書類を新規則第6条第2項に掲げる住居の記載がある本人確認書類として用いることが可能です。</p>

6 代表者等の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第12条関係）

No.	質問	回答
35	代表者等の本人特定事項の確認においても自然人である顧客等と同様、ＩＣチップが組み込まれた顔写真付き本人確認書類の提示を受けるだけでなく、ＩＣチップ情報の読み取りが必要という理解でよいか。	御理解のとおりです。
36	新規則の施行後、法人との取引において法人の登記事項証明書と合わせて法人の代表者等の本人確認書類（ＩＣチップなし）の提示を受けた場合、代表者等の本人確認書類に記載された住所に対して転送不要郵便の送付による確認が必要となるという理解でよいか。	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、新規則第12条第1項において読み替えて準用する新規則第6条第1項第1号ロに掲げる方法により代表者等の本人確認を行った場合に、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することに代えて、特定事業者の役職員が顧客等の本店等に赴いて代表者等に取引関係文書を交付する方法等も認められることは今回の改正後も変更ありません。</p>

7 ハイリスク取引を行う際の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第14条関係）

No.	質問	回答
37	厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引については、例えば、関連取引時確認をマイナンバーカードを用いて新規則第6条第1項第1号イに掲げる方法で行った場合、新規則第14条第1項第2号に規定される追加の確認は運転免許証の券面情報の確認のみで足りるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
38	取引時確認済みの顧客との新たな取引がなりすまし又は偽りの疑いがある場合、当該継続的な契約の締結に際して確認した書類以外の書類を少なく	新規則第6条第1項第1号イに掲げる方法に加えて住民票の写しの提示を受ける場合には取引関係文書の送付は必要ありません。

	<p>とも1つ確認する必要があるが、当該顧客から住民票の写し等が提示されたときは、取引関係文書の送付により取引時確認を行うことができるという認識でよいか。</p>	<p>また、同号口に掲げる方法を採用して住民票の写しの提示を受けた上で取引関係文書を転送不要郵便等として送付する方法の場合には、これに加えて、その他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付が必要となります。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 確認記録に係る質問（新規則第19条及び第20条関係）

No.	質問	回答
39	<p>ICチップ情報や読み取り時のログ、本人確認書類の券面情報とICチップ情報が一致していることを確認したことを記録する必要はなく、今までと確認記録の作成方法や記録事項に変わりはないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、特定事業者の自主的な取組として、ICチップ情報の読み取り時のログを保存するなど、読み取ったことの証跡を残すことは可能です。</p>
40	<p>新規則第6条第1項第1号イ又はロで本人特定事項の確認を行った場合、新規則第20条第2項における「本人確認書類の写し」とは、特定事業者で準備する装置によりICチップを読み取り「映像面に表示」させた情報を紙媒体へ印刷したものや、形態の異なる電子ファイルに変換したものが認められる認識でよいか。</p> <p>また、ICチップ情報の読み取り+映像面への表示により本人特定事項の確認後は、当該本人確認書類の券面の写しを取得することや、当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項を記録する方法でも認められる理解でよいか。</p>	<p>ICチップ情報を読み取った結果表示される映像面を紙媒体へ印刷したもの等は本人確認書類の写しには該当しません。新規則第20条第1項の規定に基づき、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻の記録又は本人確認書類の提示を受けた日付の記録及び当該本人確認書類の写しの保管等を行う必要があることは、今回の改正後も変更ありません。</p>
41	<p>対面での本人確認時、読み取ったICチップ情報（氏名・住居・生年月日・写真）はホスト等へ送信する必要があるか。</p>	<p>「ホスト」について、具体的に意味するところが必ずしも明らかではありませんが、読み取ったICチップ情報をいずれかへ送信する必要はありません。</p>
42	<p>法人顧客の代表者（担当者）の本人確認について、デジタル庁のマイナンバーカード対面確認アプリを営業担当者の社用スマートフォンにインストールし、客先訪問時に当該アプリでマイナンバーカードを読み取ることを想定している。この場合、当該アプリのHistoryに表示される確認時刻を確認記録に記載すれば、マイナンバーカードのコピーを受け取る必要はないものと認識しているが、かかる認識で良いか。</p> <p>また、同様にHistoryに記録されるセキュリティコードを確認記録に記載しておけば発行主体及び</p>	<p>前段については、本人確認書類の提示を受けた時刻と当該本人確認書類のICチップ情報を読み取った時刻は同一であると考えられることから、当該時刻を確認記録に記載すればよく、当該本人確認書類の写しを取得する必要はありません。</p> <p>後段については、セキュリティコードの記録のみでは本人確認書類等を特定するに足りる事項とはいえないことから、当該本人確認書類等の名称、記号番号その他の事項についても記録する必要があります。</p>

	交付年月日等まで記録する必要はないものと認識しているが、かかる認識で良いか。	
43	デジタル庁のマイナンバーカード対面確認アプリでは、取得元を「実物のマイナンバーカード」「iponeのマイナンバーカード」と記録を分けているが、読み取ったマイナンバーカードの「種類」まで記録が求められるか。	新規則第6条第1項第1号イに基づきマイナンバーカードの提示を受けた場合にはそれを特定するに足りる事項を、同号トに基づき特定電磁的記録の送信を受けた場合には、当該送信を受けた日付を記録する必要があります。
44	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（又は所得証明書）を使用する場合でも、特定事業者の確認記録に追加される事項（当該書類について「偽変造の有無を総合的に判断」した結果を記録する等）は無い理解でよいか。	御理解のとおりです。
45	新規則第6条第1項第1号フに掲げる方法を用いた際に、非居住外国人等であることを確認したという記録を残す必要はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。